

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<p align="center"><b>予算特別委員会会議録（２）（令和４年３定）</b></p>			
日 時	令和4年 9月15日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時23分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	酒井委員長、中村（誠吾）副委員長、松田・面野・高橋（克幸）・松岩・中村（吉宏）・川畑・濱本各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長 ほか関係理事者 （水道局長、病院局小樽市立病院事務部長、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御指示をいただき、委員長に就任した酒井です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中村誠吾委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、面野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が面野委員に、小貫委員が川畑委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

なお、本日の順序は自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

これより、総括質疑に入ります。

自民党。

---

○中村（吉宏）委員

◎除排雪について

最初に、除排雪の関連の質問をさせていただきます。

これは昨年第1回定例会の折に、代表質問をさせていただいた件ですけれども、その中で昨年は非常に雪も多い年でありました。その中で、課題として上がったのが、雪堆積場及び雪処理場の処理能力をオーバーしていたというような事案が発生いたしまして、これについて課題として取り上げられたと。この点を第1回定例会の代表質問で質疑しましたところ、答弁の中では喫緊の課題と認めているということでございましたが、その確保に努めていくということでありました。

確保に努めるということにつきましてお伺いしますが、進捗の状況等はいかがでしょうか、お示してください。

○（建設）維持課長

ただいま御質問のありました、雪堆積場の確保の進捗状況でございますけれども、市の有休地などの利用に向けて各部との情報の収集に努めてきたところではございますが、基本的には昨年度と同じ数といえますか、新たな雪堆積場確保には至らなかった状況でございます。

○中村（吉宏）委員

そこで少し示していただきたいのが、令和2年度の冬といえますか、昨々シーズンと、それから令和3年度の冬、いわゆる昨シーズンにおける雪堆積場の数をお聞かせいただけますか。

○（建設）維持課長

雪堆積場の数でございますけれども、道路管理者のみが利用できる雪堆積場と、市民の皆さんが利用できる雪堆積場を合わせまして、令和2年度で14か所、令和3年度は13か所となっております。

○中村（吉宏）委員

1か所減っているわけですが、これはどちらの堆積場なのかお聞かせください。

○（建設）維持課長

令和3年度に1か所減りました雪堆積場につきましては、天神2丁目にある奥沢水源地資材倉庫前の用地の雪堆積場が減っております。

○中村（吉宏）委員

その雪堆積場が、結構な容量の雪を堆積できる場所であると認識しておりました。これがないがために昨年度の市内の排雪に関しては、事業者が市内の中心部に近いところの雪堆積場に排雪した雪を置くことができなかつたと。できなかつたというのは、昨年度は雪が非常に多かったがゆえに、いわゆる港湾地区の雪処理場もパンクをし、市内の雪堆積場も非常にいっぱいになりと。割と遠方のところまで市内の雪を運ばなければならなかつたという状況が発生しているわけでありませう。

こういった状況を踏まえて、今年度は雪堆積場の確保をということて、第1回定例会の際には訴えかけさせていただきましたけれども、今のところまだ検討をされていて決まていないということてであります。もう9月も中旬、冬も近づいてまいりまして、昨年度と同じような雪の状況ですと、また同じ状況が発生して、スムーズな除排雪の業務に支障を来すのではないかと不安があるのですけれども、これについて改めてしっかり確保をしていただきたいと思ひますが、見解をお示しください。

○（建設）維持課長

先ほども御答弁申し上げたとおり、雪堆積場の確保につきましては、現在、新たな雪堆積場が確保できていない状況でございます。ただ、まずは情報収集に向けて、常にアンテナを張り巡らすと申ひますか、利用できる土地がないかというのには常に情報収集をしてまいりたいというふうには考えてございます。

昨年度と同じ状況になるのではないかと申ひ御心配ですけれども、それにつきましては、昨年度、委員御指摘のとおり港湾地区にある中央ふ頭基部雪処理場が、一部処理能力を超えてと申ひますか、雪処理がなかなかできない状況は発生したのですけれども、できるだけそうならないように排雪工程等も含めて調整しながら、まずは排雪作業を進めていきたいと思ひております。

ただ、いずれにいたしましても雪堆積場確保に向けた、いい土地がないかという部分につきましては、情報収集に努めてまいりたいというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

雪堆積場というお話で進めてきましたけれども、先ほど港湾の話も上がりましたが、雪処理場の陸域での確保が難しければ、比較的中心部に近いところと申ひますと、例えば港湾地区の中でも、私が、ふと検討材料にしてほしいなと思ひるのは、若竹地域ですとか、築港エリアですとか、そういったところなどは、もちろん船舶航行の安全確保や、付近住民の方や漁業者の方と協議をしながらということになるかもしれませんけれども、そういったところについても可能性はあるのではないかと申ひ思ひます。もっとこういった枠を広げて検討していただきたいと思ひますけれども、その辺の御所見はいかがですか。

○（建設）維持課長

委員御指摘の海域の雪処理場の確保についてでございますけれども、海域への雪の投入につきましては、港湾管理者や海上保安庁、漁業者、地域住民など関係機関との協議がございまして、ハードルは高いのではないかと申ひいうふうには考えているところではございますけれども、今後、引き続き継続して、開設の可否について検討はしてまいりたいというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

恐らく陸域もハードルの高さと言へば、いろいろと条件が出てくると思ひます。だけれども、それをクリアしていただきたい。先ほど申し上げたように冬も近づいてきています。もし検討していただけるのであれば、少し早めに検討していただきながら第4回定例会でもまた伺ひますので、進捗をお聞かせください。

続いて、除排雪に関連して、昨年は排雪、特にダンプトラックの台数確保や、また、事業者のダンプトラックの乗務員の人員確保が非常に難しかったということも明らかになっておりました。これに対しては何か本市でその後有効策と申ひますか、対策と申ひますか、そういったことは検討されているのか、お示しください。

○（建設）維持課長

今、委員から御指摘ございました、ダンプトラックの不足という問題についてでございますけれども、本市のみならず全道的な課題であるというふうに考えてございます。

今、本市におきまして明確にこれで改善できるというものはないのですが、まずはダンプトラックの確保に向けた除雪業者との打合せをしていくとともに、根本的に運搬排雪量を減らすというような取組の中で、先ほど雪堆積場というお話がございましたけれども、もう少し小規模な雪押し場ですとか、雪置場を確保することによって、そもそも地域内から出る排雪量を少しでも減らすような取組につきましても行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

確かに、そういうことも大事なのでしょうけれども、ただ、その話を進める結果、冬の市民の住民の皆さんの利便性の低下につながらないかというのを今お話を聞いて少し不安に思ったのですが、その辺はどうお考えですか。

○（建設）維持課長

ダンプトラック不足による利便性の低下ということでございますけれども、排雪作業の遅れが考えられるのかというふうには思っております。第1回定例会でも市長からお答えさせていただきましたけれども、地域総合除雪の受託業者との意見交換会を行った中で、実際に地域総合除雪の業者から寄せられた意見の中では、ある程度、早めの排雪協議ですとか、区間を示した排雪協議みたいなものを行うことによって、多少なりともダンプトラックが集めやすくなるのではという意見もございました。

期間というのはなかなか難しいのではあるのですが、今後、排雪作業における受託業者との協議については、そういった点も踏まえまして行ってまいりたいというふうには考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

ダンプトラックの確保というところは事業者たちとの協議でということでありました。

さらには、今、北海道新幹線の札幌延伸に向けた工事ですとか、複数の工事が進んできている中で、昨年のように絶対量が、雪が多いという状況になるとなかなか確保も、やはり厳しい状況になると思いますので、こういった辺りもどのように対応するべきかというのを今から検討いただきたいと思います。

それと、ダンプトラックの乗務員の確保というところなのですが、私も昨年いろいろ伺った中で、ダンプが2台余っているけれども乗る人がいないのだよというお声を事業者からいただいたりというようなことがあったのですが、こういった冬の除雪に当たってくれる乗り手、人員の確保という点で何かお考えのことはありますか。

○（建設）維持課長

除雪作業の担い手の確保という御指摘でございますけれども、今、ダンプトラックというお話もございました。実際除雪を行う常設のドーザといいますか、そういった実際に作業を行う部分の人員の確保というの、今課題があるということで考えてございます。今後、除雪事業者に継続的に除雪体制を維持していただくために、ICTの導入ですとか、そういったようなものも踏まえまして、除雪業者の負担軽減を図りながら、まずはその人員確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

確かにICTの導入は将来的にはいいのでしょうけれども、直近で今すぐできるものかというのと、多分そうではないと思うんですね。人員確保に向けて、例えば全国で夏季の期間労働に従事されていらっしゃる方とか、あとは農業、経営ではなくて、農業の従事者ですとか、そういった方たちに冬季に向けてこういうお仕事をしませんかというような訴えかけを事業者と共同したりなど、そういった策というのでも考えられ得るかと思うのですが、

こういったことについてはどうでしょう。これまでおやりになってきたのか、お示してください。

○（建設）維持課長

今、本市におきまして委員御指摘の農業従事者ですとか、そういったような方に冬期間除雪業務を担ってほしいというような取組を本市がやってきたかというところと現在は行っておりません。

ただ、今、委員の御指摘の点も踏まえまして、直近の課題と長期的に取り組まなければならない課題を整理した中で、様々な方策を検討してまいりたいというふうには思っております。

○中村（吉宏）委員

ぜひその辺りも知恵を絞っていただきながら御検討いただきたいと思います。今、全般的に労働力不足ということが言われている中で、特に冬に関しては小樽市の場合は、場合によっては住民の死活問題にも関わるお話だと思いますので、担い手確保という点をしっかりお願いしたいと思います。

◎婚活支援について

次の質問をさせていただきます。

今回の定例会の一般質問で、人口減少対策で、若者の活動支援ですとか、婚活の支援策をというお話をさせていただきました。

婚活の支援策につきまして、御答弁の中で一つ上がってきたのが、出会いの場づくりというテーマで質問した際に、勤労青少年ホームにおける活動、講座というのが、一つそれを出会いの場につなげていければという答弁をいただいたのですが、最初に伺いますが、勤労青少年ホームの講座というのが現在何種類あって、主なものとしてどういうものがあるのか、お示してください。

○（生活環境）次長

勤労青少年ホームで実施しております講座の関係でございますけれども、青少年の余暇活動の充実といったことを目的に実施をしております。原則35歳以下を対象に今、やんぐすくーるといった講座を行っております。令和3年度で申し上げますと、ヨガですとか、あとコアトレーニングということで体幹のトレーニング。それからチーズの知識を学ぶということで、そういったセミナーなど7講座を実施しております。

このほか、利用者が企画提案をしますは一む時間、こういった講座もありまして、昨年、一昨年は企画の提案がなかったものですから開催はできておりませんが、こうした二つの講座を実施しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

そういった講座を用意されて若者世代の方が集まられているということでもありますけれども、今回の一般質問の答弁では、そのような場を、出会いの場に発展させていくような施策も必要と考えるということでもあります。出会いの場をつくっていくのにどのように発展させるのかというのが少し気になったところでありますけれども、その点いかがでしょうか。

○（生活環境）次長

この講座は、先ほど御答弁申し上げたとおり、原則35歳以下の若い方が集まるということで、講座の参加者を見ますと、講座の内容にも当然よるかと思っておりますけれども、女性が多いというような状況でございます。男性の方がもっと集まるようになれば、この講座自体が一つの出会いの場にもなるのではないかと考えているところです。

現段階では具体的なものというのはまだでございますけれども、今後、市として婚活支援を進めていくといった場合には、この勤労青少年ホームで行っている講座をどういう位置づけにしていくのかとか、こういった方向性にすればいいのかとか、そういったものの検討を行っていく必要もあるのではないかと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

これから検討ということですが、例えば同じ、同じという講座ごとに縦割りと言ったらおかしいですけ

れども、それぞれの講座に所属している方たちが、横断的な感じで交流を持てるような場の設定などは、こうした出会いの場の作成にもつながるのかと思うので、少し御検討いただければと思います。

続いて、婚活支援の関連で、他都市の状況を調べていらっしゃるのですかというような質問をさせていただきましたら、他都市の事例も本市では担当部局で調べていただいているようで、答弁の中で、具体例、あさひかわ縁結びネットワーク事業とか、千歳市のオンライン婚活パーティーというのが上げられておりますが、この事業は具体的にどのようなものなのか概略をお示しいただけますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、旭川市では、あさひかわ縁結びネットワークといたしまして、市と関係団体が組織し、年に数回の婚活セミナーや婚活イベントの開催、結婚に関する情報発信を行っております。

次に、千歳市では市が結婚活動応援事業として、オンライン結婚パーティーと、オンライン婚活セミナーを行っております。

○中村（吉宏）委員

オンライン婚活パーティーとはどういう形でやるのかなど、あまりイメージがつかないのですけれども、具体的にどんなやり方をされているかなど分かりますか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

オンラインでの実際にどのようにという方法については、そこまでは調べておりません。

○中村（吉宏）委員

長いコロナ禍の状況を超えてきてということで、こういった方策も有効なのかと、今の時代に即しているのかと思うのですけれども、いろいろなやり方を自治体がされている中で、実は今回、一般質問の中で、もう1点御指摘させていただいたのが、移住を絡めた婚活支援というのを、福島県会津若松市でやっていますよというようなお話もさせていただきました。こういった移住策、今回の定例会でも移住に向けていろいろと市長からも御答弁が出されていると思います。これは人口減少対策というのは非常に有効なのだろうと思うのですけれども、こうしたものも絡めながら、施策の実施ということも考えられるのかと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。他市の事例なども御覧になった結果として、いかがですか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

イベントを開催する際に参加者の募集要件として、市内への移住を希望する方など工夫をしている団体がございますので、そういった工夫をすることによって移住を絡めることも可能と考えております。

○中村（吉宏）委員

この婚活支援、今いろいろなやり方があるだろうなということなのではございますけれども、今回の一般質問の中で、本市でも取り組んでみませんか、展開する必要があるのですけれども見解をお示しくださいという中で、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した婚活イベントの開催など、婚活支援につながる施策の検討を進めてまいりたいということで御答弁いただきましたけれども、現状進んでいるようなものが、もし何かあればお示ししたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

先ほど来、申し上げておりますように事例の収集に加えまして、市内の関係団体との実施に向けた検討を御意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

また進捗なども伺いますけれども、この項の最後に、先ほど移住を絡めたというお話がありました。そして本市は、今、市制100周年、そして、来年は小樽運河の100周年ということで、記念すべき年になっております。この歴史というところを、例えば婚活のイベントに絡めていって、小樽の歴史を学びながら、触れ合いながら婚活といい

ますか、意思疎通、コミュニケーションを取っていただいて、そういったものも醸成しながら、婚活の活動の一環で企画をつくり上げていくというようなことも可能なのではないかと、私は思っているわけで、ぜひ検討の中でこういったことも意識して進めていただければと思います。

---

○濱本委員

◎学校教材の充実について

市長の公約、それから、今定例会における市長の市政についての所信、そして、私の代表質問に対する御答弁からお伺いをしたいと思います。

市長は、人口減少対策、特に社会動態のマイナス部分を少しでも緩やかにするというか解消に向けて五つの重点公約を述べておりました。

その2番目で、子供の学習環境、教員の働く環境、この2点を改善したいということでございました。

子供の学習環境の部分でいくと、学校教材の充実ということをご述べられておまして、学校教材の充実の中に、学校図書の整備というお答えがありました。市長のイメージする学校図書の整備というのはどういうものなのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校図書館でございますが、やはり子供たちが学校の授業等で使うものもでございますので、いつ、どんな場面であっても子供たちが興味のある図書、読書、それから、研究、探索などいろいろあると思いますけれども、そういった場面に子供たちが常に触れられるような、そういう図書館であるべきだというふうに私どもは考えております。

○濱本委員

今の答弁は、学校図書館とあえて言い直したようだと思いますけれども、単純に市長の答弁を見ていると、学校図書の整備というと蔵書の拡充というようなことを相当意識されているのかと思います。このコロナ禍で、いわゆる学校へのタブレット端末の配備がかなり進んだということはあります。コロナ禍の影響でこの配備が進んだのと、それからコロナ禍の影響で授業が相当制約を受けていた中でタブレットが、早く配備されたことによって、私は、結構解消されたのだと思うのです。教員たちも結構戸惑っていた部分もあるのだけれども、現実のコロナ禍の影響での授業をやるために、こういうツールをやはり使いこなさなければならないという、そういう何か、ある意味必死さみたいなものがあって、私はある意味、コロナ禍の大変さはあったのだけれども、コロナ禍によってそういうところは促進されたという側面もあると思うのです。学校図書館の蔵書の話もそうですけれども、やはりタブレットの導入によって、学校の図書室の、通信だとか、そういうものも含めて、いわゆるハード面の整備もまた浮き上がってきたなと思います。

ただ、根本的には蔵書の問題があります。そこで、学校図書館のことでいうと、文部科学省は学校図書館図書標準というのをつくっています。これは蔵書の中身のことは文部科学省ははっきりとは言っていませんけれども、冊数については言っています。

ちなみに、小樽市内の小学校、中学校で学校図書館図書標準を達成しているところ。それから達成していないところ。学校数を小・中学校それぞれにお答えをいただきたいのですが。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校図書館図書標準達成の状況でございますが、令和3年度の状況でお答えさせていただきます。

小学校におきましては、達成しておりますのは17校中1校だけ、達成していないのが残り16校となっております。

中学校におきましては12校のうち、達成しておりますのは1校、達成していないのが11校というような状況となっております。

### ○濱本委員

非常に残念な状況でありまして、私が議員になった当初ですから、もう今から15年ぐらい前ですけども、そのときも予算特別委員会かどこかで、学校図書館図書標準の話をしました。そのときは、たしか北海道新聞にいわゆる図書購入費予算が国からの配分が満足に使われなくて、橋や道路に変わっているという新聞記事が随分出ていまして、そのことも関連してお聞きをしたのですが、当時もある意味成績としては全然よくない。それから15年もたっているにもかかわらず、小学校も1校しかない。中学校も1校しかないという、ある意味非常にお寒い現実であります。

今、多分数字がないと思いますので後で結構ですけども、未達成の学校について、蔵書の数で考えていますので、達成率で例えば100%、90%以上100%未満、10%刻みでもいいのですけれども、そういう段階的に達成率の表を作って、後で資料提供していただきたいのですけれども、それをお願いします。

それで、市長にあえてもう一回伺いますけれども15年前と今と、そんなに改善されていないというこの現実についてはどうお考えですか。

### ○市長

私の公約の中に、学校教材の充実を図るということで、今、学校図書についてお尋ねがありました。私のイメージとすれば短い期間ではありますが、教育部長を務めさせていただいて、学校を回りましたけれども、私も、もう背表紙がぼろぼろになった本が随分並んでいるなというイメージがありますので、決して数ではなくて、やはりもう誰も見ない本が並んでいてもそれは蔵書とは、私は本当は言えないのではないかと。子供たちに関心を持って開いてもらう、読んでもらえるような本がそろって、初めて蔵書というふうに言えるのだらうなというふうに思っています。その中で、小樽市教育委員会は子供たちの読書の推進に一生懸命やっているわけですから、そういった思いもありまして、学校図書の充実をしていかなければいけないだらうなというふうに考えておりますし、また、学校教材というふうな公約の中に掲げさせていただいたのは、一つ、私としても教育部長時代に少し反省している部分があるのですけれども、おたるの自然という副読本をつくったときに、予算の関係もあって子供たちにはそれを配布できなかったのです。

デジタル化して学校で見ていただくような、結局そういう対応をせざるを得なかったのですけれども、そういったようなことも含めまして子供たちに対する、学校図書もそうですし、学校教材もそうですし、一遍にはなかなか改善できないとは思いますが、これまで以上に少しずつ拡充に努めていければなというふうには思っているところでございます。

### ○濱本委員

確認ですが、全国学校図書館協議会が2021年4月1日に学校図書館メディア基準を発表しています。この中で小学校、中学校の蔵書の配分比率というのをうたっています。

まず一つ聞きたいのは、北海道教育委員会もしくは小樽市教育委員会はこういうものについては情報として御存じでしたでしょうか。

### ○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校図書館メディア基準の関係ですが、配分比率というのは、文部科学省、道教委からも通知が来ておりますので、私どもでは把握しております。

### ○濱本委員

もう一つ、全国学校図書館協議会は、いわゆる蔵書の廃棄基準も団体として定めておりますが、その点については御存じでしたでしょうか。

それと、廃棄基準の主立ったものもお分かりであれば、お答えをいただければ助かりますけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

学校図書館図書廃棄規準につきましても設定がされているのは存じておりますが、今手元にそれが無いものですから、後ほどお知らせさせていただきます。

○濱本委員

実は先ほど、いみじくも市長の答弁の中で、いわゆる汚損、それから破損した本について述べられておりましたけれども、実はこの全国学校図書館協議会はいわゆる廃棄規準を幾つか述べられていて、その最後に破損、汚損した本については廃棄しなさいということであっているわけです。

それから、私が少し見た限りでは、広島県教育委員会はこの全国学校図書館協議会の学校図書館図書廃棄規準を採用して、県教委として廃棄基準として定めているようです。多分、北海道も小樽市も定めていないと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

子どもも、小樽市の学校図書館に携わる学校の校長や教職員の中で、協議会をつくってございまして、その中で規準等もつくって参考にしながらやっているところがございます。

○濱本委員

廃棄のことをなぜ聞いたかという、先ほどのいわゆる図書標準の冊数の中に、本来であれば、例えば統計的資料でいうと5年か10年ぐらいで廃棄しなさいとかという年表とか年鑑とか、そういうようなこともうたっているのですけれども、本来は廃棄していても不思議ではないものがまだ残っていて、それが冊数に数えられているということも考えられるのですが、そういう傾向はありますか、ないですか、どうでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

昨年以前にもなるかもしれませんが、そういう古い本については学校でも、点検をして、あまりにも古くぼろぼろのものであるとか、そういったものは処分するようにしている学校がございます。

○濱本委員

私はそういうものを、きちんとやはり処分してもらいたいし、処分したらすぐ補充してもらいたいのです。問題は、かつては処分すると、蔵書の数が減るのが嫌で処分ができなくてそのままきて、もう賞味期限切れ、それから読めない本みたいなものも残っていたという。今度は処分をすとなかなか補充ができなくて、また少しためらうみたいなことも想定されるわけです。これはお願いですけれども、できるだけやはり賞味期限の切れないというか、フレッシュな状態の学校図書館を維持するためにも、処分されたものについては報告を受けて、その分の補充のための予算措置なり、支援みたいなものを手厚くやってほしいと思うのですけれども、いかがですか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

委員のおっしゃるとおり、処分された本はそのままですと減っていく一方になりますので、補充も私どもは考えていきたいというふうに思っております。今後、市長部局ともそういった部分を相談させていただきながら考えていければというふうに思っております。

○濱本委員

市長も教育部長を経験されて、先ほどの御答弁にもありましたけれども、教育の現場を見ていらっしやう。教育長も小樽市に来て結構長くなって、学校教育のことについて随分御尽力をいただいた。学校司書の配置のことについてもそのとおりですけれども、それにつけてもまだまだ不十分なことははっきりしています。中身は言いませんけれども、文部科学省の平成28年11月に学校図書館の整備充実についてという通知があって、この通知に基づいた学校図書館ガイドラインというのがあります。それから、令和4年1月24日に、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」というのがこれも文部科学省から出されています。それから、少しその前の令和3年3月には、文部科学省の学校図書館に関する報告、令和2年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」という、副題に

電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査という、レポートも出ています。

そして最後に、令和4年8月2日ですけれども、これも文部科学省からですが、これは少しタイトルが長いのですけれども、1人1台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携についてという事務連絡も出されています。ですから、少なくとも平成28年から見ても、文部科学省も学校図書館の整備というのは相当やはり重要な事案と、事柄だというふうに認識されていると私は理解をしています。

そういう意味では、ぜひとも、市長は、小樽市総合教育会議の主催者というか、予算の編成権があつて配分する権利もお持ちですから、ぜひとも潤沢な、これはある意味、学校図書館への投資というのは、私は未来への投資だとも思っています。なかなか投資を、短兵急にというか、5年で投資を回収するような、そういう事案ではありません。しかしながら、間違いなく10年20年先への投資だし、それは10年20年経ってきたときに何らかの形でこのまちに帰ってくる投資だと理解していますので、ぜひともその点の御配慮をお願いしたいというのともう一つ、1点だけお願いします。

いわゆるデジタル化、最近でいうとデジタル教科書とか、そういうものを言っていますけれども、いわゆるIT、デジタル、やはりそういうものの活用、導入が必要だと思います。個別の蔵書を増やすというのもなかなか大変なので、例えばそういう意味では、学校デジタル図書館みたいな民間サービスもありますから、そういうものの導入も、ぜひ新年度予算の中で検討されれば、リアルな蔵書は少なくとも、そういう仮想空間の中にきちんと蔵書があると。そういうものは学校規模が変わっても、その蔵書はみんな公平にわたるわけです。ぜひそういうことも研究されて、新年度の中で全校一遍にやれとは言いませんので、導入を検討していただければ、研究していただければ、できれば実現していただければ大変いいのですけれども、お願いをします。

お願いするほうの教育長か、配分するほうの市長か、どちらかで最後の御答弁をいただいて私の質問を終わります。

#### ○教育長

学校図書について大変貴重な御指摘をいただきましてありがとうございます。

委員のおっしゃるとおり、学校の図書整備、図書環境というものは、子供たちにとって非常に有益であつて、そして将来につながるものだというふうに思いまして、私どもも力を入れて取り組んでいるつもりでございます。学校司書も限られた予算の中で、毎年1人ずつ司書に予算をつけていただいているという状況もございまして、先ほどの廃本だとか、それから汚損している図書の整理だとかというの、図書館の環境というのは、学校司書を入れてかなり変わってまいりました。そういう意味で、我々が進めている学校図書館の整備というのは、結構今の時代の子供たちに的を射た施策ではないかというふうに自負をしているところでございます。

先ほど来、電子化の話もございました。図書館の配分の話も先ほどありましたけれども、やはり小規模の学校は、それなりの配分ですから、1人の子供が読める本というのは限られてくるわけです。そういう意味で、デジタル図書、電子図書を整備していくということは、どこの地域で、どの学校にいても同じ環境の中で、本を読むことができるという意味で、大変有効な手段でございますし、児童・生徒だけでなく、保護者も教職員もそれを活用できるという点からいいますと、非常に効果があるのかというふうに思っています。

ただ、電子図書については整備に相当お金もかかるということもございまして、一つのデジタル社会の中で各自治体で競争しながら進めるというよりも、本来はやはり自治体で合同の整備をしていくということが一番理想なのかというか、効率的なのかということもございまして、そういった点も含めて部内で協議するとともに、いろいろな機会がございまして、他市町村の教育長、それから全国の都市教育委員会連絡協議会と通じながら意見交換をしてみたいというふうに思っております。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

共産党に移します。

---

## ○川畑委員

### ◎スクールバス運転手の不適切な行為による負傷事案について

まず、スクールバス運転手の不適切な行為による負傷事案についてであります。

概要については、各議員の皆さんにも、タブレットの中に入っているのも改めてここで申し上げることは避けたいと思います。

ただ、事実関係の関係で、まず負傷事案が発生した8月26日午後2時40分と報告を受けております。

事故後、児童を下校させ、けがをされた児童が医療機関を受診し、保護者から学校に連絡があったなどの経過、それから、学校から市教委への連絡、けがをされた児童の家庭訪問、そして警察への報告などの経過について、簡潔にお知らせいただきたいです。

### ○(教育)学校教育支援室吉田主幹

今回の事件発生に関しましては、議員の皆様大変御心配をおかけいたしまして大変申し訳ございませんでした。今、川畑委員から御質問のございました、8月26日の経過について御説明させていただきます。

当日午後2時40分頃事案が発生したということで、その後、バスは定刻になりましたので、下校便を出発させております。その後、乗っていた子供の中でけがをされた子供がおりましたので、その子供の保護者から学校へ電話連絡が入ったところでございます。

その後、学校から市教委へ連絡を受け、私どもが初めてその事件発生を知るというふうになってございます。

それで夕方、私どもで警察へ連絡をし、こういった事案がありましたということで報告を入れております。

また、夜ですが、けがをされた児童の保護者のお宅へ謝罪と説明に訪問させていただいております。

当日このような形で連絡を受け、警察にも連絡をし、保護者の方へもお宅訪問をしているというような流れで進んでおります。

## ○川畑委員

当日の発生中に具体的に対処されたということで報告を受けました。よく対処していただいたと思っております。ただ、事故発生後もバスは通常の下校便として運行し、児童を下校させた経過の中にありました。

負傷事故を起こした運転手と同じスクールバスで運行し、下校させたのでしょうか。もしそうであれば、私は、前のシートなどに体をぶつけた子供はよっぽど怖かったのではないかと思うのですが、その辺の事実はどうですか。

### ○(教育)学校教育支援室吉田主幹

運転手のお話ですと、その時点では子供から特になかったということで、そのまま定刻になりましたので、出発をしたというふうに確認しております。

## ○川畑委員

そうですか。その後の対応の報告の中で、9月2日の説明会で運転手は昨年12月から任用しているとありました。しかし、9日の北海道新聞の記事では、運転手が8月や、昨年にもバスを急停車させていたことを明らかにしたとあります。

この事実関係が正しいのであれば、運転手は任用をされたその月にスクールバスを急停車させたことになると思うのですが、その辺の事実関係はいかがですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

市教委では、その部分につきまして、子供たち一人一人から詳細に聞き取りを行っているところでございまして、この聞き取りも子供たちに過度な負担を与えないように、中休みや昼休みを使わせていただいで行なうなど、時間をかけて慎重に調査を進めているところでございます。

現在は、まだ事実関係について精査をしているところでございます。

○川畑委員

現在進行中というか、調べている最中ということですよ。

それで9月2日の保護者の説明会で、市教委は運転手に対して、ドアを開けたままでこのような行為を行うことは大変危険な行為であることを指摘して、今後の運転を継続させることができないと判断して、運転業務から外すことを伝えたと、このように報告されていますけれども、これはいつのことなのか。

そして、この時点で、これまでも、急停車させたことを確認していないのかどうか。それをお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

運転業務を当面の間、外れてもらうということにつきましては、事故が起きたその日の夜に本人に伝えたとところでございます。また、これまでも急停車させていたことへの御質問でございますが、この当日事件が起きた日の時点ですが、以前にドアを開けたままで急ブレーキを踏むというような行為を行ったことについては、本人から記憶はないということを確認したところでございます。

○川畑委員

警察の現場検証が終了していると報告があります。市の関係部局の運転手への懲戒処分は決まったのですか、その辺のことはどうですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

警察ですが、現場検証と申しますか、実況検証を終えたというような連絡等はまだいただいておりません。

また、懲戒処分につきましてはまだのところでございます。

○川畑委員

それで、このスクールバスについては、運転手は2名体制で行っていると聞いておりますけれども、現在1名が欠員になっているわけです。補充はどうなるのか、今、具体的にどう進めているのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

現在1名欠員の状態になっておりますので、現在募集をしているところでございます。

○川畑委員

まだ決まっていないのですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

はい。現時点ではまだ決まっておりませんというか、まだ応募がない状況でございます。

○川畑委員

そうすると、運転手1人でやるというのは大変負担になるのではないかと思いますので、決めるのであれば、早く対処していただきたいと思います。

それで、スクールバスを事業者へ委託しているのが、通例だと私は思っております。潮見台小学校のように、直接運転手を雇用したスクールバスを運行している学校はほかにあるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

小樽市内におきましては、直接運転手を雇用したスクールバスの運行は、潮見台小学校のみとなっております。

○川畑委員

報告の中に、今後に向けてというところがありました。今後に向けて、運転手に対して独自マニュアルを新たに作成して運転手に対する指導・監督を強化するとありますが、どのような独自マニュアルを作成する予定なのでしょうか、聞かせていただければと思います。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

当面のものとしてつくったところですが、内容としましては、運行前につきましては、バスが動き出すことを乗車している児童に告知してから発車すること。ドアが確実に閉まったことを確認してから発車すること。シートベルトの着用を確認すること。

運行中ですと、交通法規を遵守し、安全運転に努めること。児童が降車するときはバスが停車してから席を立つよう告知すること。

また運行後につきましては、登校便、下校便の運行を終えるごとに乗車していた児童の降車確認を行うことなどを盛り込んだマニュアルを作成したところです。

○川畑委員

まず通常の二種運転手ではないのだろうと思うのですが、営業用のバスが、ハイヤーと同じような対応することになるのだろうかと受け止めました。

それで運転手との面談によって、毎日の運行状況だとか、子供たちの様子などを確認して学校と共有するという項目がありました。具体的に運転手と面談は誰が行うのか。

そして、その面談は、毎日どの時間で行うことになるのか、もし分かればお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

毎日の運行状況や子供たちの様子などにつきましては、下校便の終了後に運転手は教育委員会に来るように指示をし、私も含めまして担当職員が面談を行うようになっております。

○川畑委員

毎月、市教委の職員がスクールバスに同乗して、運行状況や児童の様子を確認するとしております。

それで、同乗する月の設定は月に何回の計画でやるのか。学校教育支援室の職員が担当することになるのか、その辺のことを分かればお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

事件が起きた日の翌週に当たります8月29日の月曜日からですが、潮見台小学校の協力もいただきながら、登校便と下校便に教職員の方が同乗して、子供たちの様子を見守っていただいているところでございます。

学校教育支援室の職員の同乗につきましては、今後、月に1回ないし2回程度学校と私どもが同乗する日を調整させていただきながら実施していきたいというふうに考えております。

○川畑委員

要するに、学校の職員と一緒にやるという形になるのですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

学校と協議しながら、なるべく重ならないように、学校にもあまり負担をかけられない部分もございますので、そこは学校と協議しながら同乗を進めていきたいと考えております。

○川畑委員

それから、学期ごとのスクールバスを利用している児童、それから保護者へのアンケートは具体的にどんな内容を検討しておられるのか、分かればお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

現在、検討しておりますアンケートの内容ですけれども、学期ごとに行うことを想定し、スクールバスによる通

学に関して心配なことのほか、運転手の対応やマナー、また、車内での様子についても聞く予定でございます。

#### ○川畑委員

私の質問の項目は以上なのですが、ここで教育長に少しお話を聞かせてもらいたいです。今聞いた中で今後に向けてについて、私が受け止めた中では、相当やはり厳しいというか、無理した対応案をつくったのではないかと感じたのです。車に同乗するとか、学校の教員と一緒にやるとか、あるいは運転手に対する指導・監督を強化するとかと言っても、相当大変なことだと思っています。このような事案はもちろんあってはならないことでありませうけれども、このような事案が発生すると、担当職員はどうしても緊張して、相当無理した対応案を提案する傾向があるのだと私は思うのです。

そこで、教育長として持続可能な対策とお考えなのかどうなのか、その辺についての見解を聞かせてください。

#### ○教育長

本件に関してのお話でございますけれども、まずはこのたびの事件に関しまして、本市で雇用をしておりますスクールバスの運転手の取った行動でございますけれども、絶対許されない常軌を逸した行動でございます。けがをさせてしまいました児童、保護者の方はもとより、怖い思いをさせてしまいました同乗の子供たちや、その保護者の方々に深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

また、日頃からスクールバスを利用しております子供たちや保護者の方々をはじめ、関係者の皆様方など多くの市民の皆さんに多大な御心配をおかけしたことに対しましても、心からおわびを申し上げたいというふうに思います。

ただいま御質問にありました、今後の対応策についてでございますけれども、やはり子供たちの安全を最優先に取り組んでいかなければならない、これが我々の使命であり、業務であるというふうに思っております。私どももいたしましても、二度とこのようなことを起こしてはいけないということが何よりも大切であるというふうに思っております。

事実関係を今後しっかりと把握するとともに、委託しております他校のスクールバスの運行も含めて、保護者の方からも御指摘をいただいているのですけれども、学校と教育委員会との連携というか、つなががあまりうまくいっていないのではないかと御意見もいただきましたし、その在り方についても考えていかなければならないというふうに思っています。先ほど担当からありましたように、安全運行のための新たな運転マニュアルの作成だとか、これは学校側の協力もしていただきたいと思っておりますけれども、子供たちの乗車したときのマナーやルールなどについても、学校からも御指導をいただこうということも内部で検討しているところでございます。

それから、添乗をずっと続けなくてもいいように、ドライブレコーダーを設置して机上で監視をする方法もあるのではないかとことも、今我々で検討をしております。

さらには、乗車アンケートを定期的にとると。先ほど濱本委員からもありましたけれども、1人1台端末、そういうものも活用して集計するのは簡単にできますので、そういうようなアンケートの方法も少し検討をして、負担を軽減させる。

委員がおっしゃっていただいたところも十分加味しながら、今後、子供たちの安全対策を徹底しまして、事故防止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

#### ○川畑委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ◎海水浴場の清掃事業について

海水浴場の清掃事業の関係で質問します。

冬期間の日本海というのは大きく荒れる日々が続きます。冬期間以外にも、暴風だとか、大雨などによって、山林から倒木などが海に流れ出して、荒れた海だとか海流によって漂流物が海岸に流れ着いてくるわけでありませう。

自然現象で、その年によって違いがありますがけれども、特に砂浜には大きな流木から、木片や海藻類など多くの漂流物がたまる傾向にあります。漂流物は、海水浴場の砂浜を覆って、あるいは船揚場への流木だとか、流砂なども引き起こしている状況があります。

海水浴場にとって、海岸漂着物の処理は大きな負担となっているのが現実です。私の記憶の中では、かつて古平町の大雨によって、流木が蘭島海水浴場をはじめ塩谷海水浴場、そして遠くは小樽港まで流れ着いたという経験が記憶にあります。

今回、予算説明書を見ますと、清掃費中のごみ処理費に、海岸漂着物回収処理事業費という予算が計上されております。海岸線は道の管理であることから、道から560万円の補助金を受けて700万円計上されているわけですが、そこでお伺いしますが、海岸漂着物回収処理事業費によって、対象として漂流物を処理している海水浴場や、海水浴場以外でどんなところが対象になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸漂着物回収処理事業につきましては、漂着物によりまして、海岸線における良好な景観及び環境が損なわれることを防ぐことを目的に行っている事業でございます。対象区域といたしましては、蘭島海岸から銭函5丁目より十銭浜までのうち、海岸区域を除きます海岸線全てを対象としております。

○川畑委員

私の住んでいるところから、身近なところでは蘭島で小さな船揚場があるのですが、ここは毎年のように流砂が起こってたまるのです。漁業者が船を揚げるとかいろいろな支障が起きて、大きな影響を与えているわけでありまして、小樽建設管理部事業室にお願いして毎年しゅんせつ作業をやっていただいているのですが、この費用は海岸漂着物回収処理事業費とは別に、小樽建設管理部事業室の予算で賄われているのかどうか、同じところから出しているわけではないと思うのですが、いかがですか。

○（生活環境）清掃事業所長

蘭島の船揚場における、しゅんせつ作業にかかる費用負担につきましては、海岸漂着物回収処理事業費では負担しておりませんので、こちらとしては現時点では把握しておりません。

○川畑委員

私が小樽建設管理部事業室に直接聞いた中では、道が独自にやっているということを知った記憶があります。毎年のことなので、この二、三年ほとんど話をしないでもやってくれているので、ありがたいことだと思っています。

それでやはり、自然現象が相手ですから、その年によって大きな違いがあるわけで、驚くほどの漂着物がたまることがあります。蘭島海水浴場組合では来場者の安全を確保するために、毎年開場前に砂浜の清掃を行っていることが報告されています。ほかの海水浴場でも同じように、海水浴場組合等をはじめボランティアだとか、清掃事業者によって清掃事業をしているわけですが、この費用は海岸漂着物回収処理事業費予算で対処されているのかどうかをお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

開場前にボランティアの方などが行った清掃作業により集めたものにつきましては、海岸漂着物回収処理事業ではなく、ボランティア清掃で集めたごみとして清掃事業所の職員が収集しております。

○川畑委員

そうしたら、清掃事業者がやっていたのは、それは別なのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

清掃事業者の方が、海水浴場組合から、例えば事業として委託を受けたものについては、そちらで回収処理費用負担等をされていると思います。

○川畑委員

私が言いたいのは、例えば蘭島海水浴場の砂浜にたまったものを事業者がやるのは、どの予算でやっているのかお聞かせいただけますか。

○（生活環境）清掃事業所長

事業者というのはどなたを指しているのかというのはあると思うのですが、海岸の清掃、漂着物の回収を、例えば海水浴場組合の方が集めましたという場合については、清掃事業所で回収処理をしているものです。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

海水浴場・観光イベント等クリーンアップ事業費ということで、観光費として市内の海水浴場の清掃作業で行っている、観光費で支出をしている予算もございます。これにつきましては小樽建設工業協同組合に清掃を委託しているということでございます。

○川畑委員

それで、先ほど私が言った700万円の予算というのは、これも実際に足りているのかどうなのか。ほかに捻出できる予算というのはないのでしょうか。

○（生活環境）清掃事業所長

海岸漂着物回収処理事業につきましては、北海道の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を基にして行っておりますので、この予算の範囲内でできる漂着物の処理を行っていくものでございます。

○川畑委員

それで、今年の場合、海水浴場の閉鎖が21日でしたから、閉鎖する前の8月17日に海が相当荒れて、大木をはじめ木片だとか海藻類が漂着し、そして砂浜を覆ったということがありました。小樽建設管理部事業室に対処をお願いしたのですが、漂流物の撤去などはしておりませんという冷たい回答をいただきました。観光振興室にお願いと、予算がなく処理できないと。それから清掃事業所では、回収したごみのビニール袋を用意すること、ごみを入れた袋を回収することはできますと。ただ、漂流物の回収はできませんという話でした。

それで、小さな漂流物は海水浴場組合が行いましたけれども、流木の大きな木は処理できませんでした。状況を見かねた廃棄物回収事業者が対処してくれたと思うのですが、この費用の支出はどうなっていたのか、分かればお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

8月17日に漂着した流木につきましては、こちらにも御相談いただいたのですが、結論といたしましては海岸漂着物回収処理事業の事業費の中で処理いたしました。

○川畑委員

そうしたら、その予算はまだ間に合っていたのですか。

○（生活環境）清掃事業所長

この海岸漂着物回収処理事業の委託の現場の作業期間が、まだ終了する直前だったものですから、この事業内の事業の一つとして処理を行ったものです。

○川畑委員

そうしたら契約期間内であるから、それは事業者がやってくれたと、そういう解釈でいいんですか。

それで、私はこういうのは自然現象相手の予算でありますから、場合によってはどうしても不足する場合もあると思うのです。その場合は、予算がありませんからできませんというだけでは、なかなか問題になるのだと思うのです。

それで、市内の海水浴場は砂浜が多くて、蘭島海水浴場もそうですけれども周辺もそうです。砂浜の多いところは家族連れの方にはすごく評判のいいところなのです。観光を目玉としている本市としては、支援をしていく必要

があると思うのですが予算が不足した場合、場合によりますけれども補正予算を組むような対処をすべきではないかと私は思っています。そういう対応はできるでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

観光振興室では海水浴場組合に対しまして、環境整備費としてトイレや利用者が出すごみ処理などの環境衛生に係る支援を行っております。利用者が出すごみ処理費用につきましては、処理単価の上昇などにより年々増大し、市の負担が大きい状況となっております。このため一昨年からは、海水浴客にごみの持ち帰りの周知啓発をするなど、ごみの総量を抑制し、処理費用の負担を軽減するよう組合と連携して取り組んでいるところでございます。

さらに、市も財政状況が厳しいため、こうしたごみ処理について海水浴場組合の皆様の一部御負担をいただけないか、小樽市海水浴場管理運営連絡協議会などを通じてお願いをしているところであります。

公園ですとか、公共施設にはごみ箱はないと。海水浴場だけがごみ箱が必要であるのかといった議論もございませう。海水浴場に全て対処してくださいというのは、問題があるという委員からの御指摘ではございますけれども、こうした市の状況について丁寧に御説明し、引き続き理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。安心・安全な海水浴場を提供していくために、海水浴場の開設者である海水浴場組合と市が連携しまして、協力していくことは必要と考えておりますけれども、市としましては、まずは予算の範囲内で支援していくことが原則であると。また、海水浴場の開設に著しく大きな支障がある場合でありましたら、個別に協議させていただきたいというふうに考えております。

○川畑委員

個別に対処していただくということであれば、その状況によってももちろん違うのですが、市にお願いして対処を検討してもらえるとということになり得るということですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

安心・安全な海水浴場を提供していただく必要がありますので、例えばとても大きな流木が流れ着いてしまっただとか、利用者の方への安全が担保できないような場合、こういったものについては状況に応じまして個別に協議して、対応を検討していきたいというふうに考えております。

○川畑委員

そういう場合に直接またお願いに上がりたいと思いますので、そのときは善処するように努力していただきたいと思っております。

◎新幹線トンネル塩谷工区掘削土の受入れについて

次に、新幹線トンネルの塩谷工区掘削土の受入れについてお伺いします。

塩谷工区の掘削土については、現在受入予定地というか入れているところもありますし、これからの予定地もあるのでございますけれども3か所あります。

一つ、Aとすれば、現在搬入している民有地です。二つ目はBとします。小樽市が所有している受入予定地。まだ現在入っていないとかという話ですが。三つ目にはCとして、伍助沢の民有地が塩谷の丸山近くに、この三つがあります。

北海道新幹線後志トンネル、すなわち塩谷工区の工事受注業者から、A4の両面カラー刷りの工事だよりという、令和4年8月号と表する印刷物が町内会への回覧文書として届けられました。私はたまたま小さな町内会の会長だったので、私のところに来たわけですね。それで、新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、説明会を開催することができずに、印刷物でのお知らせを回覧する依頼と受け止めました。ですから、取りあえず回覧しましたけれども、小さな文字で専門用語の内容での印刷ですので、町内会の人々が読み取ることは困難ではないかと、そんなことも考えて、そのために後日、説明を求めることになると思いましたので、この場で市の担当者に状況の説明を求めるものです。

それで、後志トンネルの工事だよりによれば、斜坑トンネルは完了しているということのようです。本工の掘削の進捗状況について伺いたいのですが、現時点での掘削予定に対する掘削はどの程度なのか。担当区の何%が掘削されているのか、その辺が分かればお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

9月1日時点の進捗状況ということでお答えをさせていただきますけれども、ただいまありました塩谷工区、本工の掘削率といたしましては32%となっております。

○川畑委員

何か聞くと、掘削が遅れていると聞きました。その要因は何か分かりましたらお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

現在掘削されている掘削地盤が不良だと、いわゆるもろくて軟質な地層といったことが原因になっていると伺っております。通常のトンネル掘削は、掘削しながら支保工と呼ばれます、周辺土砂が崩れないような対策を取りながら進んでいくのですけれども、現時点の、塩谷工区の掘削位置におきましては、地山が不良だということで通常より強固な支保工を施工しながら苦心しているということをごさいます、日進量が著しく短くなっているということをお話を聞いてございます。

○川畑委員

現在、民有地に要対策土を搬入しているわけですが、無対策土についてはどこの受入地に搬入しているかお聞かせいただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

お話のありました無対策土につきましては、石狩市に搬入をしているということで伺ってございます。

○川畑委員

先ほども遅れていると聞いたのですけれども、受入地は、先ほど言ったAは、現在入れているということですよ。そこは、この後どれくらい搬入する予定なのか、目標からいつまでいっているのかお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

今、お話ありました、塩谷4丁目の民有地でございますけれども、こちらは、残り約6万立方メートルというふうに伺ってございまして、総量が大体18万立方メートルを想定してございますから、残り6万立方メートルということは3分の1まだ残っているというようなことで認識をしてございます。

○川畑委員

まだそうしたら3分の1入れるということ、6万立方メートル入れるということなのですね。

先ほど言ったB、要するに小樽市の市有地です。これは今、調査は完了していると前から伺っているのですが、小樽市とは協定締結済みであることから、Aが満杯になり次第、掘削土の受入れをすることになると思うのですが、現在、掘削土は搬入しているのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

まだBには土は搬入はされていないということでございます。

○川畑委員

そうしたらAといわれている現在入れている場所は、あと6万立方メートルあると。それが満杯になった後に入れる予定だということでもいいのですね。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

状況としては入れられる準備はできていますけれども、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の計画としてはそういう順番でやるということをお聞かせください。

○川畑委員

それで、私は気にしているのは3番目のCという受入予定地です。伍助沢の民有地になるのですが、小樽市が紹介した受入地なわけですけれども、近隣住民との話し合いが整っていないと聞いているのですが、その辺はどのようなのでしょうか。

そして、地権者の協定は締結されているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

今、お話のありましたところは塩谷3丁目の民有地でございますけれども、ここの現時点の状況ですが、こちらについては今、鉄道・運輸機構で事前調査中と。事前調査の段階だということでございます。それなものですから、今後になりますけれども整いましたら受入れについての説明が実施される予定というような場所でございます。

このため、地元の皆さんからも御理解がまだ得られていないという時点だということでございますので、今言った地権者と鉄道・運輸機構の協定というのは、まだ締結はされていないというところでございます。

○川畑委員

これで最後にしますけれども、私からの要望ですけれども、近隣住民が了解していない中では、市は鉄道・運輸機構に掘削土の受入予定地を変えてもらう、あるいは中止してもらうとか、そういうことをぜひ申し入れていただきたいと思っております。そういう申入れは不可能なのでしょうか、してもらえる要件はないのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室佐藤主幹

塩谷工区ということで、お話を申し上げたいと思っておりますけれども、塩谷工区の発生土量全体に対しまして、その受入れ量というのが、まだその受入先が全部確保されていないということございまして、今後につきましても受入地の確保を目指して進めてはいかなければならないということ考えております。

しかしながらですけれども、受入地の決定に際しましては、地元の皆さんからの一定程度の御理解が得られないままに進めることがないよう、鉄道・運輸機構に対しては申し入れているところでございますので、そういった対応で進めていければということ考えてございます。

○川畑委員

大変なことだと思うのですが、ぜひ頑張って地域住民の気持ちになって、中止していくような方法を申し入れていただきたいと、改めてお願い申し上げます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎人口戦略推進本部について

代表質問させていただいた質問の中から、再確認の意味を含めて質問させていただきます。

最初は人口戦略推進本部について伺います。

今まで市では、人口減少対策を進めるために、学識経験者や一般公募の市民などで構成する小樽市人口対策会議と、市の部長級で構成する人口対策庁内検討会議がありましたが、これからは人口対策会議をそのままにして、人口対策庁内検討会議の構成員を横滑りさせて人口戦略推進本部を立ち上げ、その下に若手職員で組織する政策検討チームを設置し、3構造に分かれて検討していくという理解でいいのかどうか、その点についてを確認します。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、人口対策会議につきましては、現在は第2期小樽市総合戦略を推進する組織として、国が例示する構成員に基づき設置されており、委員の任期につきましても、第2期小樽市総合戦略の計画期間中であり、今回の人口戦略推進本部の上部組織というものではなく、直接的な関係はございません。

次に、人口戦略推進本部の構成員については、現在の人口対策庁内検討会議の構成員をそのまま立ち上げるのではなく、体制の変更と併せ、構成員についての変更を検討しております。人口戦略推進本部や若手職員による新たな組織などによる施策の検討体制につきましては、まず各部局で検討された所掌事務に係る人口対策、若手職員による新たな組織で検討された人口対策、具体的な取組を進めるプロジェクトチームで検討された人口対策、これらで検討され、提案を受けた人口対策を人口戦略本部の中の会議で、分野横断的に横串を刺し、調整協議を行い、施策として決定し、一体的、体系的に施策を進め戦略的に展開する体制と考えております。

○松田委員

早いものは令和5年度予算に反映させるということですので、早急に立ち上げなければならないと思いますが、若手職員のチームは、各部からの推薦による人選なのか、その方法、人数はどの程度なのか。若手といっても、どのくらいの年代を想定しているのか。役職は係長、主査までとするのか。考えていることで、今示せるものがあればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

若手職員による新たな組織の人選方法、人数、年代、役職などの詳細については現在検討中ではありますが、早急に方向性を取りまとめたいと考えております。

○松田委員

人口減少対策はすぐ結果が出るわけではなく、ある程度期間を要しますが、人選された若手職員はその後職場が変わってもそのまま継続していくのか、職場が変わったら交代するのか。その方向性をお示し願いたいと思います。

○（総務）企画政策室松尾主幹

人事異動などによる構成員の変更につきましても、現在検討中であります。

先ほどの人選方法などと併せ、方向性を取りまとめてまいりたいと考えております。

○松田委員

今検討中ということで、まだ決まっていないということで分かりました。

とにかく、小樽市における人口減少対策は待ったなしの状況です。とにかくスケジュール感、スピード感を持ってしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎空き家対策について

次に、空き家対策について伺います。

代表質問で、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす特定空家等が行政代執行に至るまでの経過をお聞きしたところ、最初の指導助言から最終の行政代執行まで4段階あるとの御答弁でしたけれども、それぞれが次の段階に至るまでの内容をお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）木村主幹

空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家等対策特別措置法の中で4段階の措置がございますが、指導助言、二つ目としては勧告、三つ目に命令、四つ目に代執行という順を追って措置を行うこととなります。この

措置には財産権を伴う行為が含まれておりますことから、原則的には指導助言といった働きかけによる行政指導の段階で、できるだけ自主改善を促すといったことを基本としております。どの段階で、次のステップに移行するかにつきましては、特段明確な規定はございませんが、所有者等が行う空き家等の改善状況や空き家等の状況、そういうものを総合的に判断いたしますとともに、市長の附属機関であります空家等対策会議や庁内組織での意見も踏まえて、次の措置への移行について判断することになるものと考えます。

○松田委員

現在、管理不全の空き家等と特定されているもので、一番古い認定月日というのはいつ頃になっているのでしょうか、その点お聞かせください。

○（建設）木村主幹

管理不全の空き家のうち特定空家等というふうなものを認定しておりますけれども、最初に認定されたのは平成30年の3月30日でございます。

○松田委員

市では、指導助言により改善を促している段階であり、行政執行に至るものはないという御答弁でしたけれども、単純に考えれば、第2次小樽市空家等対策計画で認定されている409件、全部がそれほど今は危険が迫っていないということになりますけれども、そういった認識でよいのか、その点についてお聞かせください。

○（建設）木村主幹

危険が迫っていないかの認識でございますけれども、第2次小樽市空家等対策計画で管理不全の空き家と判断したのは、まず409棟でございますが、このうち39件につきまして、現在さらにその上の段階の特定空家等に認定されております。この特定空家等は、現時点では直ちに倒壊し、第三者に被害を与えるなど、大きな被害になる状態には至っていないものというふうに判断しておりますけれども、自然災害などで急激に状況が悪化することも考えられますことから、その場合は次のステップへの措置について検討が必要になるものというふうに考えております。

○松田委員

部長の御答弁に、特定空家等は自然現象で急激に状態が悪化することがあるため、状況の把握に努めてまいりたいとありましたけれども、最近、風により倒壊し、近隣に迷惑をかけた事例が発生しました。今までは特定空家等に認定されている建物について、認定後の状況を把握するための巡回調査等は行っていないのかどうか、そういう点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）木村主幹

特定空家等への認定後の巡回調査につきましては、年1回ではありますけれども定期的な点検を行っております。また、状況の変化が起こる可能性が高い空き家等や、近隣から空き家等に関する情報提供、さらには先日のような台風や豪雪などの自然災害の後には必要に応じて状況を把握しているところであります。

○松田委員

今も御答弁ありましたけれども、昨今は風や雨被害等も多発していることから、今年は空き家ガイドブックを作成して啓発していくという部長からの御答弁がありました。言葉尻を捉えるわけではありませんけれども、今年という言葉を聞くと、今年1年限りの対応なのか、今後も管理不全として認定されたら、その都度その所有者にガイドブックを送付するつもりなのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）木村主幹

現在、策定を進めております、空き家ガイドブックの利用方法につきましては、策定次第、次年度以降も継続して配布を行ってまいりたいと考えております。このガイドブックの配布方法につきましては、市のホームページはもちろんのこと、管理不全な空き家の所有者へ必要に応じて配布していきたいと考えておりますし、また、市民窓口などでの配布も今検討しているところであります。

○松田委員

あと、所有者の中には除却したくても費用が捻出できなくて、ちゅうちょしている方もいます。市では平成30年度から除却費用の一部を助成する制度もありますが、今までで40件、年間10件です。個人財産に市が補助するのはどうかという意見もありますし、また、市の財政的問題もあると思いますが、もう少し予算を拡大して補助制度を利用する方を増やすなどの検討をしてみたいかと思うのですが、その点についての御見解をお聞かせください。

○（建設）木村主幹

特定空家等住宅除却費助成事業費の予算の拡大につきましては、当該助成制度は平成30年度から制度開始以降、これまでで予算300万円として1人当たり上限30万円でありますので、各年度おおむね10名の方が対象となります。この対象となる空き家等は、国の交付金の関係もありまして、対象を危険な空き家等としておりますが、対象であるにもかかわらず、助成金がもらえなかったといった事例がほとんどないことから、現時点では予算の増額は考えておりませんが、今後もニーズの把握に努め、必要があれば制度の拡充について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○松田委員

御検討していただければと思います。

ともあれ人口減少と、空き家は切り離せない問題です。ともかく危険な空き家等が少しでもなくなるように課題解決に向けて御努力していただきたいと思っております。

◎ヤングケアラーについて

次の質問をさせていただきます。

先般の代表質問で、情報共有の場としてこども家庭課に、ヤングケアラー支援対応窓口を設置しており、適宜、ケース支援会議等で関係機関と情報を共有し、必要な支援について調整しているとの市長答弁がありましたけれども、その会議は定期的なものなのか、それとも必要と思われるときにやるのか、開催頻度がどのくらいと想定しているのかお聞かせ願いたいと思っております。

○（こども未来）こども家庭課長

ヤングケアラーへの支援対応における、ケース支援会議等は個々のケースの置かれている状況や、支援のタイミング等を考慮しまして必要に応じて都度開催することを想定してございます。

○松田委員

また、関係機関との情報共有ということですが、ここでの関係機関とはどのような機関を想定しているのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思っております。

○（こども未来）こども家庭課長

ケース支援会議等は、個々のケースに合わせて都度必要と思われる機関や事業所等に集まってもらうこととしておりまして、庁内では福祉保険部や、こども未来部の各課をはじめとしまして、学校や幼稚園、それから保育所、さらに介護保険サービスや障害福祉サービスにおける事業所等を想定してございます。

○松田委員

ケアラー・ヤングケアラーの認知を深めるために、先般行われた研修については講師が北海道の社会福祉協議会の方であったというだけで、あくまでも主催は市で、福祉保険部とこども未来部で行ったと聞いておりますが、子供と多く接する教育現場と、関係する教育委員会との連携も不可欠であると思っておりますけれども、この研修などで教育委員会との連携を図っていたのか、その点について伺います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

8月に開催しましたケアラー・ヤングケアラー研修につきましては、教育委員会、学校教育支援室にも御案内し

まして、職員が参加しているほか、7月には教育委員会で教職員向けのケアラー・ヤングケアラー研修、これは内容は同じような内容になりますけれども、こちらを開催しており、学校教育支援室より、こども未来部と、福祉保険部にも御案内いただきまして、この両部から職員が参加するなどしまして、福祉保険部、こども未来部、教育委員会と相互に連携しまして理解促進や意識向上に努めているところでございます。

○松田委員

とにかく教職員は家族と同様、一番子供と接する時間も多く、子供の状況が分かりやすいです。大事な子供の未来を考えると、今後とも福祉保険部、こども未来部、そして教育委員会という、この三者の情報共有が大切だと思いますので、しっかり連携して子供の未来を守っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎介護施設・事業所の職員について

最後に、介護施設・事業所の職員について伺います。

小樽市でも3年間で、死亡事故が10件もあったと聞いて驚いております。読売新聞社が行ったアンケート調査では106市区で1,159人ですから、1市区の死亡事故が年間平均11件でした。ただ、その市区の人口規模が不明ですので単純に比較はできませんけれども、その原因のほとんどが誤嚥ということを考えると、施設としても食事介護にいかにか神経を使っていたかが分かります。また、事故発生も毎年400件以上発生し、令和3年度は500件近くありました。そのように毎年増えています。

そこでお聞きいたしますけれども、アンケート調査では、そのほかの事故の7割が転倒、転落ということを見ると、小樽でもそういった傾向があるのではないかと思いますけれども、市として事故の内容は押さえているのか、押さえたいらお示ししていただきたいと思います。

○（福祉保険）太田主幹

市に報告のあったもののうち、転倒等による骨折、打撲、裂傷などにより医療機関を受診した件数について把握しております。過去3年分の件数ですけれども、令和元年度事故件数が472件中295件、令和2年度448件中264件、令和3年度は491件中283件となっており、事故発生件数全体の約6割となっております。

○松田委員

参考までに伺いますけれども、施設等における人員の配置基準を日中と夜間に分けてお示ししていただきたいというふうに思います。

○（福祉保険）太田主幹

サービス種別ごとに人員の配置基準は異なりますけれども、小樽市で所管している地域密着型の施設について認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの人員基準を例にしてお答えいたします。

グループホームの入居定員は5人以上9人以下の共同生活住居を単位として構成されておりまして、共同生活住居ごとに、常勤の管理者を1名、介護支援専門員の資格を持っている方を含む、入居者の計画作成担当者を1名以上、介護職員は1名以上の常勤の配置を基本としまして、事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて設定する、日中の時間帯につきまして、常勤換算の方法で利用者3人、またはその端数を増すごとに1名以上、そして夜間と深夜の時間帯を通じて夜勤職員を1名以上という配置が必要になります。

なお、管理者については、管理上支障がない場合につきましては、計画作成担当者や介護職員を兼務することが可能となっております。

○松田委員

死亡事故については、誤嚥が原因であるということから、およそ日中であると考えますが、その他の事項についての発生時間帯はどうなっているか分かりますでしょうか。

○（福祉保険）太田主幹

先ほどお答えしました骨折、打撲、裂傷等の発生時間帯につきましては、午前9時から午後6時までを日中、午

後6時から午前9時までを夜間と分類しますと、令和元年度は295件中、日中が117件、夜間が173件、不明が5件。令和2年度は264件中、日中が108件、夜間が154件、不明が2件。令和3年度は283件中、日中は124件、夜間が158件、不明1件となっております。割合としましては、日中が約4割、夜間が約6割となっております。

○松田委員

部長の御答弁では、小樽市では国の基準を満たしているのですが、事故の要因は人材不足ではないが、ただし食事介護や夜間など手薄になることがあるので、研修等でしっかり取り組んでいくということでした。今聞いたとおり、やはり事故が起きているのは手薄の時間帯が多いということです。

また、人員は満たしているけれども経験年数はどうかという問題もあります。職員の定着率の問題もあると思いますが、そのことについてどのように認識しているのか伺います。

○（福祉保険）太田主幹

市内の介護施設、事業所ごとに職員の経験や定着率の違いはあると思います。

ただ、国の基準を満たした上で、それぞれの事業の特色や運営の実態に応じて、限られた人材の中で介護の質を維持するための取組、例えば食事の時間帯ですとか人手を要する時間帯に手厚い職員配置となるように、常勤や非常勤の職員を組み合わせ合わせた雇用ですとか、勤務シフトを編成するなど、努力をされているというふうに認識しております。

本市としましては、事業所別の実地指導や集団指導によって運営の適正化や事故の再発防止における助言や啓発に取り組むほか、介護職員の負担軽減、業務の効率化に向けた介護ロボットやICTの導入に関して、国や道の補助事業の周知ですとか、介護人材の裾野を広げる入門者研修などの実施について取り組んでいるところです。

○松田委員

とにかく今、コロナ禍にあって介護職員、施設事業所職員も気苦労が多いと思います。またクラスターも多く発生しておりますし、施設入所者も家族との面会もままならず、不安になっている方もいると思います。今までも介護施設、事業所職員の処遇改善も図られてきたと思いますけれども、人的事故が発生しないようにこれからも指導助言等、市としてもやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋（克幸）委員

◎旧公設青果地方卸売市場について

旧公設青果地方卸売市場について何点かお聞きします。

先月8月8日から9日にかけて小樽で大雨が降りました。何か所かで浸水被害があり、この旧公設青果地方卸売市場でも浸水被害があったようですが、市の担当者としては把握しているのでしょうか。

○（産業港湾）本庄主幹

旧公設青果地方卸売市場の被害状況についてでございますけれども、当時、私も旧公設青果地方卸売市場で勤務時間中でありまして、最浸で15センチメートル程度冠水をしました。消防のポンプ車によって排水をしていただくように依頼をしました。1時間半ぐらいで排水は完了しております。

商品については、通常、衛生管理上パレットに乗せて置いてありますので、ある程度の浸水では全然耐えられたのですが、さすがに15センチメートルぐらいになってくるといろいろと被害が出たということで、聞き取りの結果、青果物など約27万円の損害というふうになってございます。

○高橋（克幸）委員

私も動画を拝見させてもらいましたけれども、結構な水でしたよね。今、被害の額が出ておりましたけれども、この補償についてはどのようになっておりますか。

○（産業港湾）本庄主幹

被害の状況を聞き取った段階、または、その後におきましても補償の要望とか、そういう話は出ていない状況でございます。

○高橋（克幸）委員

通常であれば、すぐそういう話合いになろうかと思うのですがけれども、何か事情があるかもしれませんので具体的に相手に寄り添って、いろいろ打合せをしていただきたいと思います。

今回の浸水被害の要因というのは、どういうものだったのでしょうか。

○（産業港湾）本庄主幹

今回の浸水、冠水の被害なのですが、短時間の多量降水によって場内の側溝や排水管の処理能力を超えてあふれ出した、溢水したところに臨港線側からの雨水の流入が重なり処理し切れない状態が続き、冠水して水が引かなくなったというふうに推測しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

これまでに同様の浸水被害というのはあったのでしょうか。

○（産業港湾）本庄主幹

これまでは多量降水で場内の側溝の排水が追いつかなくて、一時的にその側溝の周りであふれたことはあったのですが、雨が収まると自然にさあっと引いていったという状況で、被害はなかったです。今回は急激な雨などにより被害が発生したということで、過去にはこのような被害が出たということは記録には残っていないところでございます。

○高橋（克幸）委員

地球温暖化の関係でしょうか。異常気象が相当毎年いろいろなところで起きているわけで、小樽では考えられなかったようなこういう浸水被害というのが、恐らく頻繁にあるかもしれないという想定を考えると、これは何らかの対策が必要ではないかと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

○（産業港湾）本庄主幹

今回のことを踏まえて、今後このようなことがないように対策を講じてまいりたいと思っております。具体的には、側溝のしゅんせつや排水管の高圧洗浄などを検討しております。

また、配水管出口にある栈橋が少し崩れて配水管出口付近に落ちてきていて、ごみがたまりやすい状況になっておりますので、その状況も検討しております。

○高橋（克幸）委員

今、栈橋のお話が出ましたが、以前少し議論したことがありましたけれども、この市場の敷地の海側のほうに崩れ落ちた護岸というか、栈橋があるわけです。これはいつできたものかというのはわかりますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

栈橋の建設年次につきましては、港湾台帳を確認したところ、建設年次の記載はありませんでしたけれども、青果物市場の整備が昭和47年に行われておりますので、その整備と同時期に整備されたものと考えております。

○高橋（克幸）委員

50年ぐらい前の話ですよ。崩れている状況というのは私大分前からだと記憶しているのですが、産業港湾部では押さえていますか。

○（産業港湾）港湾整備課長

こちらの栈橋につきましては平成8年の頃から当該箇所が崩れていることは確認しております。

○高橋（克幸）委員

そもそもこの栈橋、ずっと前から使っていなかったのではないかと、使用されていなかったのではないかと思います。

ますけれども、これについてはいかがですか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

おっしゃるとおり、台帳上は係留施設というふうになっていますけれども、使われていない現状は認識しておりました。

○高橋(克幸) 委員

使っていないものであれば非常に景観が悪いです。観光客の方からも、それから私の知人からも言われましたけれども、観光都市宣言をしている小樽市で、ああいう状況というのはいかがなものかというお話がありました。私もそのとおりだと思います。海側の道路からずっと見えるのですよ。もう崩れ落ちたようにです。

改修しろとは言いませんけれども、せめて解体して撤去すべきではないかと思うのですが、何か予算がないということですとほったらかしになっているようですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 港湾整備課長

小樽港におきましては、老朽化している施設が数多くあり、限りある予算の有効な執行に努めて必要な箇所への対応を行っているところでございますけれども、棧橋の撤去につきましては算出はしておりませんが、多額の費用がかかるものと考えられておまして、現時点におきましてすぐ撤去することは難しいものと考えております。

ただ、すぐ事業に着手できないような箇所につきましてはパトロール等により施設の状況を確認しながら、必要な安全対策を行ってまいりたいと考えてございます。

○高橋(克幸) 委員

立入り制限されている区域ですから、事故は万が一にもないかとは思いますが、何かあってからでは遅いのですから、そういう意味では、十分検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

旧公設青果地方卸売市場の件ですけれども、今後の考え方について少し議論をさせていただきたいと思っております。

3月に廃止になったわけですが、これまでの経緯等、主な要因について、簡単に結構です、お聞かせください。

○(産業港湾) 本庄主幹

廃止に至った経緯に関してですが、旧公設青果地方卸売市場の卸売業者は1社あったのですけれども、こちらが経営破綻といひましようか、事業継続が困難であるということで本年の2月末をもって営業停止となりました。新しい卸売業者も見つからなく、やむを得ず公設青果地方卸売市場を廃止しております。

その後、卸売業者はなくなったのですけれども、仲卸業者だとかに引き続き施設をお貸ししており、また、札幌みらい中央青果株式会社という札幌市中央卸売市場の卸売業者があるのですけれども、そちらが小樽営業所を開いていただきましたので、そこにも施設を貸しながら青果物の流通拠点として営業していただいで活用していただいでいるというところでございます。

○高橋(克幸) 委員

公設青果地方卸売市場が廃止になりましたので、現在ほどのように運営されているのか、今若干お話がありましたけれども、簡単に説明をお願いします。

○(産業港湾) 本庄主幹

先ほども少しお話させていただいたのですけれども、仲卸業者と札幌みらい中央青果株式会社小樽営業所、また小売業者の組合だとか、運送会社とかに建物を貸して、札幌みらい中央青果株式会社小樽営業所だったり大きな仲卸業者については、青果物を集荷してきて、あそこの場でそれぞれ顧客に対して卸売りをしているというようなことで、あそこの旧公設青果地方卸売市場の建物は、そういう流通拠点として皆様それぞれ取引の場として活用していただいでいるというような現状でございます。

○高橋（克幸）委員

それでは、公設でなくなったこの場所についての市の関わりというのは、どういうことになりますか。

○（産業港湾）本庄主幹

土地と建物は市で所有しておりますので、言わば大家というか所有者として皆さんにお貸ししているというよう  
な形になっております。

また本年度は、市場でなくなった初年度であり、担当者を配置して、流通拠点機能にスムーズに移行されるよう  
にサポートしたりしているところでございます。

○高橋（克幸）委員

小樽市の所有であるということで、今土地と建物のお話がありましたけれども、当然管理も小樽市だと認識して  
いますが、この建物と土地それぞれの面積についてお知らせください。

○（産業港湾）本庄主幹

まず建物についてなのですが、市場の本体の市場棟が延べ床面積で6,389平方メートル、定温庫が1,008平  
方メートル、倉庫が702平方メートル、主なものでそういうような形になっており、合計8,099平方メートルとい  
ふようになってございます。

土地につきましては、市場の敷地としては2万6,201.4平方メートルなのですが、そのうちもともと市の所  
有が2万4,409.72平方メートル。実はあそこは国有地が旧公設青果地方卸売市場を沿うようにして走っていたりし  
ていますので、そこが国有地として1,751.68平方メートルとなっており、国有地につきましては、市でお借りして  
旧公設青果地方卸売市場敷地として活用しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、施設について今後どうするかという考え方ですが、まず確認しておきたいのは、小樽市公共施設長寿命  
化計画が令和3年度に策定されました。この中では、ロードマップが示されているわけですが、同じBグル  
ープの中でほかは全部2期ですが、公設青果地方卸売市場だけが第3期になっているわけです。なぜこうい  
うふうになっているのか説明をお願いします。

○（財政）中津川主幹

当該建物は、今年で築50年。鉄筋コンクリート造の耐用年数が60年となりますので、残耐用年数が10年とい  
うこととなりますけれども、通常、公共施設長寿命化計画の第3期計画、令和23年度以降ではなく、もっと早い時期に  
改修または建て替えといった対策を取るべきところかと思っておりますけれども、公共施設長寿命化計画の策定は令和3  
年2月なのですが、策定する前の、平成28年から平成30年の3か年で外壁と屋根の大規模な改修を行っていること  
から、当時、卸売市場として存続されるという考えの下で、次回の大規模改修を20年後の第3期計画とさせていた  
だきました。

○高橋（克幸）委員

それで伺いたいのですが、計画当初は公設市場だったわけです。今年の3月に廃止になったわけです。旧という  
名前がついているわけですが、この取扱いについては、この計画ではなくなっていくのか、引き続き生かされてい  
くのか、説明をお願いしたいと思います。

○（財政）中津川主幹

今後の計画でございまして、当該建物の状況が変わりまして、計画に記載の対策というのが実際現状に合  
わなくなっているため、第3期計画の改修ではなくて、改めて計画を立て直す必要があるものと考えてござい  
ます。

○高橋（克幸）委員

これは建設部に伺ったほうがいいかもしれませんが、この旧公設青果地方卸売市場の耐震診断というのは行った  
のでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

当該施設の耐震診断というのは行ってございません。

○高橋（克幸）委員

では、聞き方を変えますが、建設部として建物を所管している部署として、この公設市場が私はもう限界に近いのではないのかと思っているわけですが、見解を伺いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

当該建物につきましては、昭和47年建築ということで先ほども答弁があったかと思いますが、もう築50年ということでございまして、耐用年数が長寿命化計画では60年というふうになっていて、残10年ということでありますので老朽化はやはり進行しているのかと思っております。

また、築47年というのは、先ほど耐震のお話も出ていましたけれども、旧耐震基準ということでつくられていて、今の新耐震基準に合わない。一般的には、震度6強や7程度の地震の際には倒壊するおそれがあるというようなこともございますので、この建物につきましても今後使っていく上では耐震性の考慮というのは必要かと感じております。

○高橋（克幸）委員

そうですね。そういう建物の状態で、今後どういうふうを活用していくか、使っていくかということになるわけですが、他都市ではどういう状況になっているのかと思って私も調べてみました。そうすると、やはり時代の流れによって、物流の変化によって、やはりその中を通さないで直接売買されているという、大規模なそういう流通ルートが出来上がってきつつあるわけです。そういう中であっては、やはり小樽と同じように、なかなか取扱い量も減ってやっていけないという状況が増えているようです。公設市場が廃止された後の状況を見てみると、民営化したり、売却をしたり、また、今の小樽市のように大家として建物は管理するけれども、貸し出して民間の方々に使っていただくと。大体この三つが主流みたいです。

これについて、今後いろいろ考えていかなければならないと思うのですが、現在の状況では小樽市としては、今後の話ですけれども、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○産業港湾部長

今、御質問いただきました建物の今後ということでございますけれども、先ほど主幹から御答弁させていただきましたとおり、今年の3月に公設青果地方卸売市場が廃止となって、その当時、事業者、農家の皆さん等とも協議させていただいて、そういった施設の継続使用の要望ですとか、あるいは小樽市としても、青果物の流通拠点として保持する必要があるということで、当面、あそこを普通財産として賃貸していくということで決定したところでございます。

当面といいましても、何年間かと言われますと、今そこまで何年間というところまでは決めているわけではありませんが、少なくとも定温庫の冷蔵設備などのリースが令和9年までということにもなっていますので、そういったタイミングなども見て、あそこの施設の在り方、そういったものを引き続き事業者の皆さんとも協議しながら、まず当面はあそこは賃貸して今までどおり流通拠点として使っていただくというところで、今のところは考えているというところでございます。

○高橋（克幸）委員

先は見えないけれども、時限的に言うと令和9年に定温庫のリース契約が切れるという、そこが一つの起点だと、区切りだということですね。そこまでに何とか方向性を示していきたいということだと思のですが、逆に言うと、先ほどの公共施設長寿命化計画の見直し、変更というのもあり得るのかと、先ほどの答弁では伺ったのですが、その確認でよろしいでしょうか。

○(財政) 中津川主幹

計画の変更に当たりましては、市としての今後の方針が定まらないと変更ができませんので、まずは市としての方針を定めるために庁内協議などを進めて、方針が決定した後に、計画の更新時期に合わせて計画を変更していくというような流れになろうかと考えてございます。

○高橋(克幸) 委員

それで先ほど、お話があった市の役割として、廃止後1年間という期間の中で、今後の方針、考え方をつくって、民間に渡していくというような考え方だと受け止めましたけれども、3月31日に廃止して1年間という期限つきですから、もう約半年が経過したわけです。残り半年で、いろいろ協議をし、いろいろな制約をつくっていかねばならないと思うのですが、まずこの半年間どういうことを協議してきたのか、打合せをしてきたのかお聞かせください。

○(産業港湾) 本庄主幹

旧公設青果地方卸売市場が廃止になって普通財産となったのですが、旧市場は先ほど事業者の方にお貸ししているということで話をしましたが、例えば卸売業者が支払っていた部分の費用負担の配分ですとか、旧市場の建物の使い方、トイレの清掃だとか、そういったところの回数だとか、あと例えばシャッターなどが劣化しているので、そういうところの修理がどのぐらい必要なかだとか、そういうところを今、連絡協議会というのを月1回ぐらい開催して皆さんとお話をしており、市場の使い方、市場の現状、市からの連絡事項等についてお話をさせていただいているような形でございます。

○高橋(克幸) 委員

今後、来年の3月まで残り半年かけて、いろいろ詰めていくということになろうかと思いますが、今少し上がりましたけれども、どういうことが課題となっているのか。一番ネックになっているのは何なのか。具体的にどういふことを進めていかなければならないのかというのが分かっているればお聞かせください。

○(産業港湾) 本庄主幹

今後の話につきましては、普通財産になったことから除雪だとかじんかい処理、清掃、消防設備点検、浄化槽保守点検などの施設維持管理費用の負担の在り方、または窓ガラスや蛍光灯だとか、そういう消耗品の交換だとか施設の見回りで異常が出てきたときの対応などの施設の管理の方法の在り方などを市場利用者の皆様と協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋(克幸) 委員

普通財産になってきているわけですから、今後調整して、契約という形にはならないかとは思いますが、具体的にお互いにこういう課題があって、こういうふうにしていきますよという具体的な内容についての覚書みたいな、明文化するという方向があると思うのですが、これについての考え方をお示してください。

○(産業港湾) 本庄主幹

今の委員の御指摘のとおり、来年度以降、施設の維持管理だとか費用負担だとかにつきましては、月に1回開催される連絡協議会など、それぞれの事業者の皆さんと話し合う機会を設けて、丁寧に話をしながら、覚書と申しましょうか、そういうことを作成するというのも一つの方法だというふうに認識しておりますので、それらを視野に入れながら話し合い、協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋(克幸) 委員

それで来年以降、要は1年経過した以降は、当然大家という管理責任があるかと思うのですが、ただこれまで打合せをしてきたような内容については、もう市としては、あとはうまくやっってくださいよということで切り離れていくのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○(産業港湾)本庄主幹

今、担当者を配置して、昨年まで卸売業者に依頼していた市の管理業務というのを直営でやっているのですけれども、これは可能であれば、今お貸ししている事業者の方々の団体だとか、そういうところに施設の管理という部分に関しては委託できればいいなというふうに考えております。

○高橋(克幸)委員

最後になりますけれども、今後の考え方ということで議論をさせていただきましたけれども、私のところにも問合せがあって、普通財産になったということで、あれだけの大きな面積があるので、外の敷地を駐車場として貸してもらえないのか、中を事務所として一部使用させてもらえないのかという、そういう問合せがあったり、また市にもそういうことがあったりするようになっています。今後の考え方として、普通財産としてそうやって貸付けでの使用を認めていくのかどうか、その辺の考え方を最後に伺いたいと思います。

○(産業港湾)本庄主幹

普通財産になって、土地を貸してほしいだとか、事業所を貸してほしいというお話は、今年になってから1件ありました。普通財産なので、市も歳入が欲しいところなのですけれども、今、あそこの旧公設青果地方卸売市場を使っている事業者の皆さんと話し合いをして、こういう話があるので、貸していいでしょうか、どうでしょうかということで、そういう話があったときに、連絡協議会だとか、そういうところで協議して、今使っている物流機能と申しますか、流通機能に支障がないような形で貸せるようなことで事業者の皆さんと話し合って決めていきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○面野委員

◎小樽市歴史的風致維持向上計画について

それでは、小樽市歴史的風致維持向上計画について伺ってまいります。

平成21年1月に、第1号の認定として5都市が認定を受けて以降、現在では、全国で87都市が認定を受けていると聞いております。ちなみに道内ではまだ認定の都市がないということで、今後、歴まち計画と呼ばせていただきますけれども、昨年(2022年)の第3回定例会の建設常任委員会にて、小樽市でも歴まち計画の認定に向けた取組を開始したという報告をいただいたので、それに沿って伺っていきたいと思うのですが、まず、計画の内容で、歴史的風致の維持及び向上に関する方針を示す必要があると思うのですけれども、この本計画認定に向けたテーマというのは、どのようにイメージしているのか、まずお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

計画認定に向けたテーマでございますが、本市固有の歴史的な町並みを構成している、歴史文化遺産を守り育てること。また歴史的な環境を生かし、まちづくりを進めることにより、地域の活性化や市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成することと考えております。

○面野委員

次に、この計画に登載する必要が必ず出てくるのが重点区域、それから実施事業というのは計画に欠かせないと思うのですけれども、支援事業によって補助率が半分ですとか3分の1ですとか、いろいろな有利な補助メニュー

が制度化されています。整備が全部補助されるわけではないので、小樽市の財源もやはり当てていかなければいけないと思うのですが、まず重点区域の位置及び区域というのは、どこに設定されていくのか、お聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

重点区域の位置及び区域でございますが、重点区域につきましては、国指定重要文化財などを中心に区域を設定することが要件となっておりますので、旧手宮鉄道施設、旧日本郵船株式会社小樽支店のある手宮地区や旧三井銀行小樽支店のある色内地区を中心とし、その周辺につきましては、歴史文化遺産の集積度、歴史的な活動の広がり、実施事業などを踏まえ、計画策定を進める中で検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

それでは、全国の歴まち都市のポータルサイトを見てみると、この中に都市の成り立ちということで、まちが城下町であったり宿場町であったりということで、区別されているのですが、今ほど御答弁いただいた手宮地区、色内地区、旧三井銀行小樽支店、旧日本郵船株式会社小樽支店、こういったものというのは都市の成り立ちの区別としては、こういった区別に考えているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

区分につきましては、幾つか種類がございますけれども、その中に港町というものがございますので、まずそこは中心になるものかと思っております。

あとほかの部分につきましては一部該当する部分もあるかと思っておりますけれども、まず基本的には港町というふうに考えてございます。

○面野委員

港町ということで、計画の事業を進めていくということでしたが、次に歴史的風致形成建造物の指定の方針というのはどのようになっていますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的風致形成建造物の指定の方針でございますが、国指定重要文化財を除き、建築後50年以上が経過した歴史的建造物において、歴史性や希少性などの観点から価値が高く保全が必要なもの、外観がその地域の景観上の特色を有し重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与しているものを指定する想定をしておりますが、詳細については、計画策定を進める中で検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

多分、手宮地区、色内地区の辺りには、ただいま御答弁いただいたものに該当する建築物が多々あると思うのですが、公共施設だけではなく、民間の方がお持ちのそういった施設もあるということなので、これからきつと協議会が立ち上がって、そういったところで議論をされると思うのですが、次に実施事業について伺っていきたいと思います。歴まち計画の中で、整備、それから支援をどういうふうに求めていくのかということをお伺いしたいのですが、まず、昨年第3回定例会の建設常任委員会で報告いただいた中に、計画策定による効果ということで4点ほど上げられております。

まず一つずつ伺っていききたいのですが、はじめに歴史的建造物の保全・活用。これについては、こういった整備、支援を求めていくのか。こういった事業を展開していくのか。イメージをお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

歴史的建造物の保全活用につきましては、国の社会資本整備総合交付金における、街なみ環境整備事業によって、歴史的風致形成建造物の修理や復元などに対する支援が得られることから、歴史的建造物の保全に関する事業ということで、こちらを考えてございます。

○面野委員

次に、町並み景観の向上についてはいかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

町並み景観の向上につきましては、こちらにも歴史的な町並みの景観という部分につきましては、歴史的建造物をはじめとする歴史文化遺産が軸となる部分かと思っておりますので、こちらについても先ほど申し上げた、街なみ環境整備事業による歴史的風致形成建造物の修理修復などを想定してございます。

○面野委員

次に、一括で伺いたかったのですが、住民活動の活発化、地域の活発化、もう一つが住民の郷土に対する誇りと愛着を醸成するということでした。前述の2点の取組というのは、割とハード的なものなのかなと、ただいま申し上げた後段の2点については割とソフト的な取組になってくるのかと考えていたのですがけれども、歴まち計画のガイドラインを拝見してみると、ソフト面に対する支援事業が見られなかったのです。この辺の取組についてはどういった位置づけで計画に登載していくのか、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

委員から2点ございまして、住民活動の活発化、地域の活性化、市民の郷土に対する誇りと愛着の醸成というところをおっしゃられていましたけれども、主にソフト事業に関しては補助金が現時点では想定できない状況でございます。

ただ、歴まち計画に関しましては、既存の事業ですとか、市の単独事業ですとか、こういったものも登載することが可能ですので、日本遺産に関する取組ですとか、現状の歴史文化遺産に関する取組ですとか、こういったものは載せていきたいというふうに考えてございます。

○面野委員

私も今回質問するに当たりいろいろと調べていたのですがけれども、日本都市計画学会から今年2月に論文といいましょうか、この歴まち計画が運用されて十数年たつので、課題をまとめられている論文のようなものがあったのですが、やはり、ガイドの人材育成ですとか、こういったまちづくりの後継者、そういったソフト面に対する支援事業が、この歴まち計画の支援の中に入らないので、そういったものを関係省庁には、これから拡充してほしいというようなことも書いてあったので、これは本市だけがどうのこうのというお話ではないのですがけれども、やはり歴まち計画の中にもそういった課題がまだあるのかと思っておりますので、そのところはやはり小樽の独自の活動、取組でカバーしていくしかないのかとは私も考えておりました。

次に、計画期間は10年間で設定できるということになってはいますがけれども、総事業費の積算ですとか、各年度の補助金、交付金の上限設定などがもしあればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

総事業費の積算、また各年度の補助の関係ですとかになりますけれども、現時点では想定できておりません。今後、国などの支援制度の動向ですとか、歴史的建造物の所有者の事情、市の財政状況なども踏まえて、計画策定を進める中で検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

まだ積算できていないということだったのでありますが、一応、建設常任委員会の報告の中では計画策定のスケジュールも載せられておまして、令和5年度から6年度に計画を策定するというので、具体的にどういうことをやるのかということは書いてあって、それは割愛するのですが、やはり申請の際にはこういった総事業費ですとか、各年度の事業費の積算というのは必要になってくるものなのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

事業費につきましては、この歴まち計画の中で記載すべき部分がございますので、掲載することにはなるのですが、ただ、10年間という中で明確に事業が確定できないものにつきましては、計画を進める中で追加をしていくということもよくあると聞いておりますので、その辺は、例えば歴史的建造物であれば所有者の方の事情等もございますので、その辺を鑑みて検討なり整理をしていきたいと思っております。

○面野委員

それでは、この歴まち計画の項では最後の質問になるのですが、来年度には法定協議会が立ち上がりまして、策定に向けて本格的に動き出すと思っております。

まず、協議会の中で議論ができる、委員の皆さんに議論をしていただくための骨格というのはまず担当部署で作成しなければいけないと思うのですが、私も小樽市総合計画の策定のそういった協議会とか、近年でいうと、小樽市中小企業振興会議の条例ですとか、規定などというのを見ていると、やはり大体土台は市からこういった投げかけがあって、削るもの、追加するものというような、そういった印象を受けているのですが、こちらの協議会ではどのような資料とかデータを基に協議される予定なのか。

あとは、その協議会がどういった委員で構成されるのか。その辺、現状で分かっている点があれば、お示ししていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

まず協議会での協議の関係ですけれども、協議会においては歴史的建造物及び歴史的な活動の現状ですとか、歴史的な活動が行われている範囲、歴史的建造物と歴史的な活動との関係性、それらに関する資料や根拠などを提示して法定協議会で協議してまいりたいと考えております。

まずは、たたき台として市で作成するという部分がございますけれども、この計画につきましては国の3省庁と協議をしながら、同時進行で策定していくという性格もございますので、その辺は同時進行で行っていきたく思っております。

あと、法定協議会の委員でございまして、こちらにつきましては、まだ確定はしていませんけれども歴史的建造物の専門家ですとか、民俗学の専門家ですとか、歴史に詳しい専門家の方をまず入れた上で法定協議会の委員については構成してまいりたいと考えております。

○面野委員

今、主幹から3省庁、たしか文部科学省、農林水産省、国土交通省。あまり市の計画とか制度とかでそういった3省にも省庁がまたがるものって、あまりないのかと思っておりますので、多分やはり申請する側も横断的な、ノウハウとか考え方というのが必要になってくると思っておりますが、また、この歴まち計画については進捗も含めて、今後、御質問と御提言ができるようなことがあれば取り上げさせていただきたいと思っております。

◎屋外広告物条例について

それでは、屋外広告物条例について伺います。

まず、条例上、該当する広告物のイメージというのをお知らせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

条例上、該当する具体的な広告物のイメージでございまして、屋外広告物の定義は、屋外広告物法第2条第1項に規定されておりますが、「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものと規定されておまして、これらが条例上の屋外広告物に該当いたします。

○面野委員

ただいま御説明いただいたものを、まち中を歩いて、あまり意識しないで見ている、今イメージしても相当な

数があるのかと考えるのですけれども、この条例では許可申請が必要だということで聞いております。

許可件数について、お知らせいただきたいのですけれども、大体3年間ぐらいの許可件数についてお知らせいただけますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

許可申請件数につきましては、令和元年度から令和3年度までの3年間でお答えいたしますが、令和元年度が181件、令和2年度が143件、令和3年度が192件となっています。

○面野委員

それで許可申請手数料が条例上で定められているのですが、ただいま御答弁いただいた3年間の手数料収入について、また、今年度の予算額についてお知らせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

許可申請手数料でございますが、令和元年度から令和3年度までの3年間の決算額になりますが、令和元年度が191万8,700円、令和2年度が161万1,900円、令和3年度が240万7,800円となっております。今年度の予算額につきましては210万円となっております。

○面野委員

次に、条例の第6条で禁止広告物が定められているのですが、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が風致を害するおそれのあるものを設置してはならないというふうに書いているのですが、この良好な景観風致を害するおそれのある広告物、または掲出物件、これの定義というのはどういう認識でいらっしゃいますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

小樽市屋外広告物条例施行規則第3条に規定されておりますが、著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの。著しく破損し、又は老朽化したものの。倒壊又は落下のおそれのあるもの。信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの。道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの。これらに該当するものが禁止広告物でございます。

○面野委員

ちなみに色彩の部分ですとか、デザインの部分で禁止されているものというのは、具体的にどんなものがあるのか少し知りたいのですが、例えば申請時に申請されたデザインで指導が入ったもので、こういうデザインのものはいけませんよとか、こういう色のはいけませんよという具体的な例が、もし差し支えない範囲でお答えいただける点があれば、そういった例を含めてお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

まずデザインに関する部分でございますが、デザイン、イラストですとか、そういう中身の部分に関しましては、この表示が駄目だとか、そういったものはございません。ただ、イラストですとか写真に関しましては、使える範囲が、広告物の面積に占める割合が決められておりますので、その中でやっていただくというものがございます。

また色彩につきましては、彩度、鮮やかさという基準になりますけれども、こちらが基準を持っておりますので、鮮やか過ぎるもの、派手なものについては基準に適合しないということで、指導ですとか助言などを行っているところでございます。

○面野委員

ちなみに、禁止広告物が定められていますけれども、そういった禁止広告物、違法広告物、こういったものの発見方法というのはどういった取組をされているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

発見方法でございますけれども、主に通報や市のパトロールでございます。

そのほかに、許可申請時に添付された現況写真など、こういった資料からも確認される場合がございますので、

そういったところからも発見した事例がございます。

○面野委員

いろいろな商店街を歩いていても、やはり、のぼりだったり、立て看板というのは本当に多く散見されるし、割と日常的に毎日見ているわけではないので分からないですが、かなりの許可件数があるって、発見するのが難しいのかと思うのですが、許可をもらっている許可リストみたいなものと突き合わせをしながらパトロールをして見つけるといような、そういう動きをしなければいけないという感じなのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

パトロールの際ですけれども、許可申請が行われているかどうか、提出されているかどうか、あと、基準に合っているかどうかですとか、幾つかの観点で確認をしなければいけないということですので、委員がおっしゃられたように一つずつ見ていくような作業になってくると考えてございます。

○面野委員

本当にとんでもない困難な作業だなと、今お聞きしたのですけれども。ちなみにその禁止違法広告物を確認した際にはどういったような措置を取られているのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

禁止違法広告物を確認した際の措置でございますが、口頭または文書による指導を行い是正を求めています。

○面野委員

条例の存在を知らずに、例えば新しい店ができたとかで、未申請の状態で掲出してしまふ、そういったケースというのはあるのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

条例の存在を知らずに未申請の状態で広告物を掲出してしまふケースというのは、事案としてはございます。ただ、未申請の状態で着手や設置をしたことが判明したのものについては、その時点で注意ですとか指導を行って、必要に応じて改善を図っていただき、事後となりますけれども許可申請の受付を行っております。

○面野委員

この条例は北海道の屋外広告物条例制定の権限移譲で、小樽市が独自の条例を制定して施行しているというふうにお聞きしましたが、小樽市の独自の条例施行前から設置されていた広告物というのはどのような扱いになるのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

条例施行前から設置されていた広告物でございますけれども、条例施行前ということで、北海道が許可した屋外広告物となりますけれども、こちらにつきましては、市へ継続の許可申請を行っていただきまして、引き続き許可を行っているという状況でございます。

ただ、表示内容などに変更がある場合につきましては、現在の基準に適合させる必要がありますので、協議などをしながら変更をしていただいたり、是正していただいたりしているところでございます。

○面野委員

それでは、今いろいろとお話を伺ってきたのですが、現状、この条例を運用するに当たって、担当する原課としてはどういった課題をお持ちでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

条例運用上の課題でございますが、屋外広告物の設置者や所有者が、屋外広告物法や小樽市屋外広告物条例を認識していない事例が見受けられる。これが一つ問題であり課題だと考えております。

設置者や所有者に、法や条例を理解していただくための周知啓発ですとか、屋外広告物業者との連携が今後の課題だと考えております。

### ○面野委員

それでは、最後に伺うのですけれども、平成30年の第4回定例会の予算特別委員会で、我が会派の佐々木秩議員が、今、主幹からも御説明あった事業者の認識の部分、それから、やはり莫大な数の広告物を管理、またはそこから違反ですとか禁止物を見つけるというのは、かなり困難な作業で、実際にまちの中にもそういうものが紛れ込んでいる可能性があるということで、そういったことを小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会への諮問ですとか、第三者を交えた調査を一度大きくやってみてはどうかということで御提案をさせていただいていたのですが、こちらの進捗状況についてはどういうふうになっているかお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

### ○（建設）新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

提案いただいた件でございますけれども、第三者を交えた調査は行っておりませんが、平成30年12月と平成31年3月に景観審議会に所属する学識経験者を中心とした、景観審議会ワーキングを開催し、堺町地区の現状や町並みの変遷が分かる資料を提示し、御意見などをいただいております。

また、その後、令和元年11月には、屋外広告物のルールや広告物の在り方などを記載したチラシを作成しまして、そのチラシを個別に配布し、法や条例の周知啓発を行いました。

### ○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。